

八千代第一中学校 いじめ防止等基本方針

1 目的

いじめがいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定といじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本方針

いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応）に取り組む。

4 いじめ防止等対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものその他の関係者により構成されるいじめ対策委員会を組織する。

(1) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、保健主事、学年主任、（校長が必要と認めた場合、SC・SSW等の専門的な知識を有する者を臨時構成員とする。）

(2) 開催日 月2回、学年主任会、生徒指導委員会に併せて開催する他、必要に応じて随時開催する。

(3) 内容

- ① いじめの防止に係る事項（学校行事、学級活動、集会活動等）
- ② いじめの早期発見に係る事項（アンケート調査等）
- ③ いじめへの対応に係る事項（個別会議等）
- ④ その他

5 基本的施策

(1) いじめの防止

① いじめ防止の啓発

- ・全校集会の開催

② 道徳教育の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

- ・こころのノートの活用
- ・道徳授業の時数確保と授業公開
- ・スキルトレーニングによる学校生活・対人関係のスキル向上と許容的な学級集団づくり

③ 人権教育の充実

- ・望ましい人間関係を育てる授業と生徒等活動
- ・一人一人が生き生きと活動する授業
- ・人権教育に係る環境づくり（人権コーナー、人権教育強化週間の取組等）

④ 体験活動等の充実

- ・あいさつ運動の推進（各学年によるあいさつ運動，あいさつボランティア隊）
- ・ボランティア活動の推進（朝の清掃活動，お助け隊等）
- ・生徒等主体の学校行事の展開
- ・構成的グループエンカウンター研修会（年5回）

(2) いじめの早期発見のための措置

① 定期的なアンケート調査等の実施

- ・定期的なアンケート調査（学期1回 全学級）
- ・チェックリストの活用（学期1回 全学級）
- ・いじめ防止等対策委員会での情報交換（月1回）
- ・保護者，地域からの情報収集
- ・学校評議員との懇談から

② 相談体制の整備

- ・定期相談（教育相談10月，個別面談7月）
- ・いじめ防止等対策委員会による個別の相談設定（随時）
- ・スクールカウンセラーによる相談（月1回）

(3) 関係機関との連携

町教育委員会 学校教育課 福祉保健課 民生委員・児童等委員 学校医 スクールカウンセラー 青少年相談員 筑西児童等相談所（児童等福祉司，児童等心理司） 下妻警察署 等

(4) 教職員の資質向上

- ① 生徒指導リーフ増刊1，2号による研修
- ② 「こんな教師でありたい（自己チェックシート）」による研修
- ③ 「いじめ問題の克服のために」「体罰防止マニュアル」による研修
- ④ 学年主任会，生徒指導委員会による情報交換
- ⑤ いじめ事案に係る認識の共有

- ・いじめに関わる情報が教職員に寄せられたときは，他の業務に優先して対処すること。
- ・いじめに当たるか否かの判定は，いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ・いじめと「認知」した場合，速やかに教育委員会に報告すること。
- ・いじめられていても，本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ，表面的・形式的に判断するなく，様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。
- ・特定の教職員が情報を抱え込み，いじめ対策組織に報告しないことは法律違反になり得ること。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルに関する研修（生徒向け年4回 保護者向け年1回）

6 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめに対する措置

- ① 生徒等からの相談に応じる者及び生徒等の保護者は，生徒等からいじめに係わる相談を受けた場合においていじめの事実があると思われるときは，学校への通報その他の適切な措置をとる。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，下妻警察署と連携してこれに対処する。生徒等が生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに下妻警察署に通報し，適切に援助を求める。

(2) 個別のいじめへの対応

- ① いじめの事実確認
- ② いじめを受けた生徒等又は保護者に対する支援
- ③ いじめを行った生徒等に対する指導又はその保護者に対する助言
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの下妻警察署との連携
- ⑤ 懲戒，出席停止制度の適切な運用

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより生徒等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には，その重大事態に対処し，重大事態と同種の発生の防止に資するため，速やかに教育委員会又は，学校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により，事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) 重大事態が発生した場合，(1)の調査の結果について調査を行う。その調査結果を踏まえ，重大事態の対処，又は，重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (3) 調査結果については，教育委員会の指導の下，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

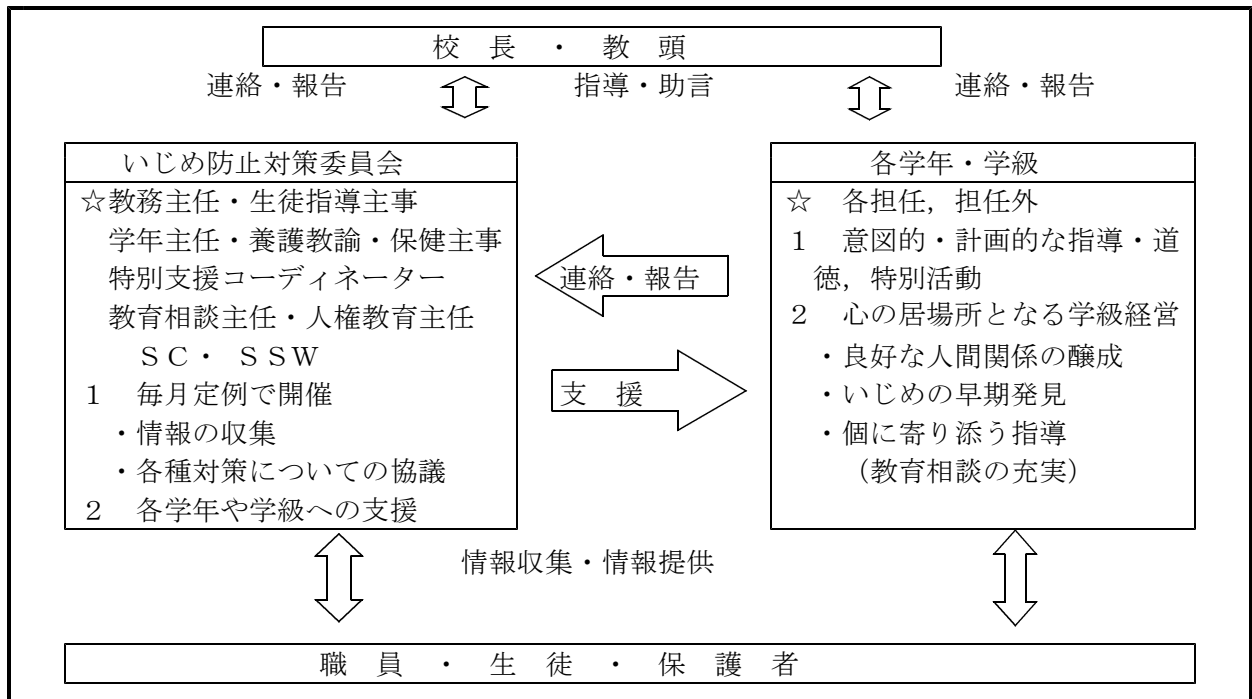
8 その他

- (1) 学校評価・・・いじめの未然防止・早期発見のための取組等について
- (2) 教職員による体罰禁止の徹底

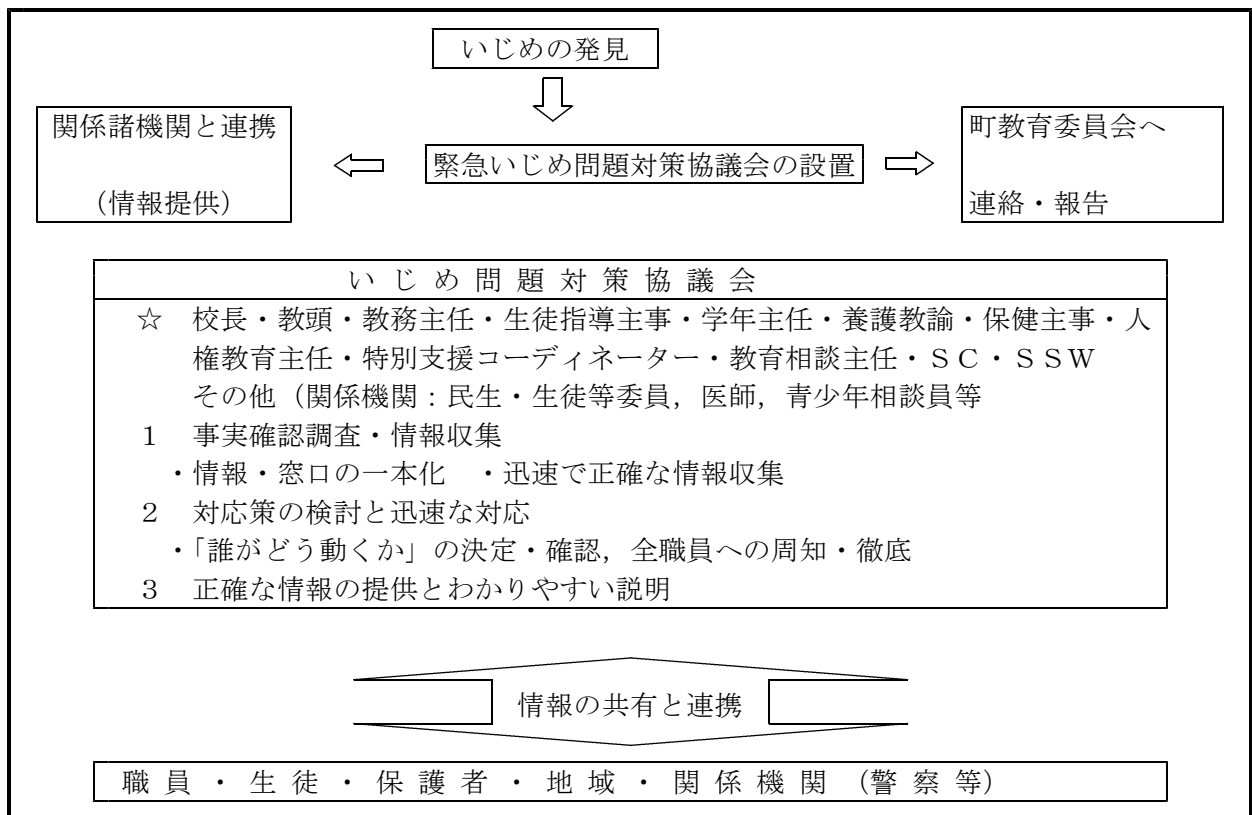
9 組織図

ア いじめ防止のための組織

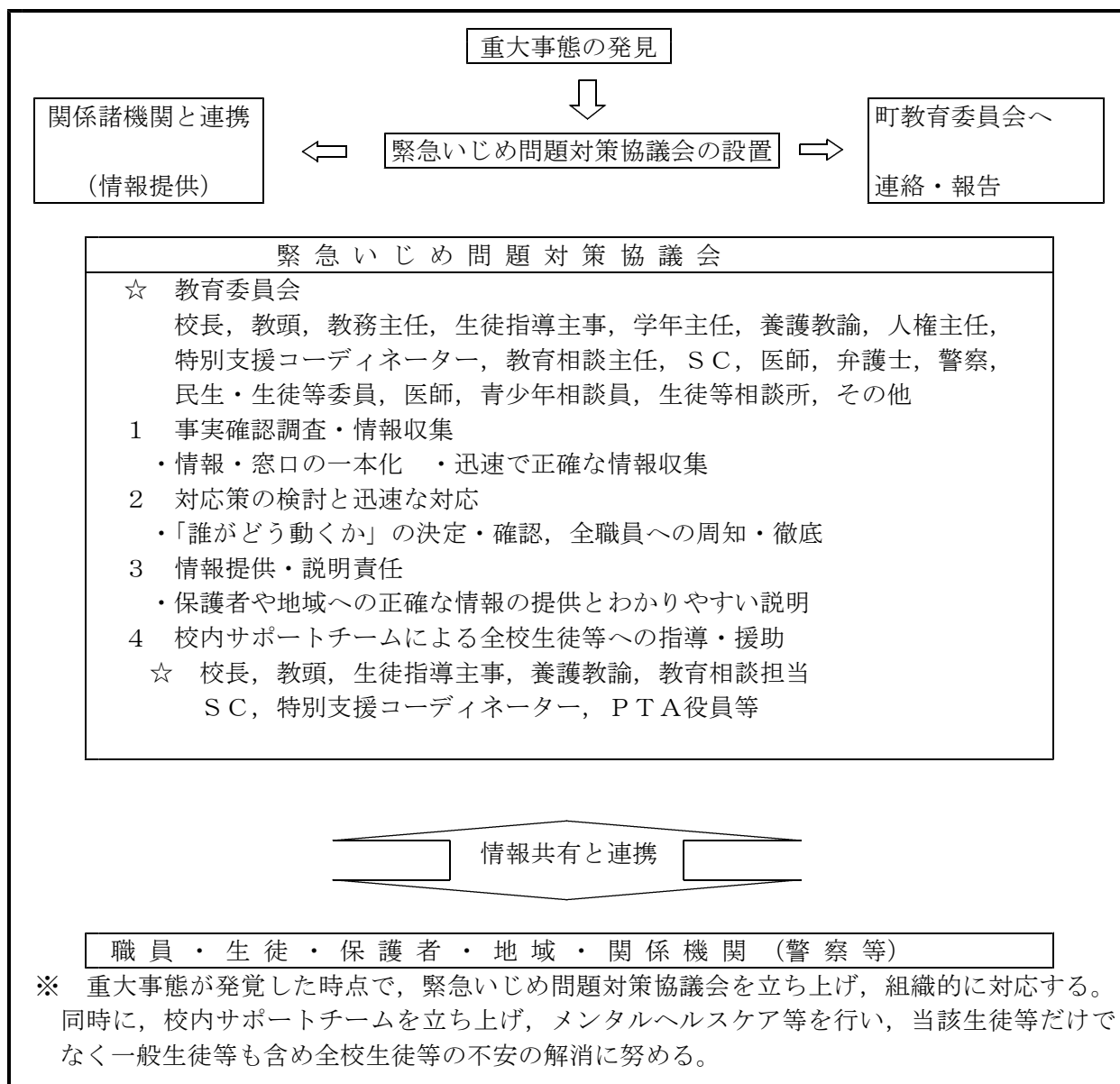
① 平常時



② いじめ発生時



イ 重大事態発生時の組織



10 いじめ防止等基本方針の見直し

いじめ防止等基本方針は適宜見直し，改訂していく。

平成 26 年 3 月 31 日策定
平成 30 年 5 月 31 日改訂

平成30年度 八千代第一中学校いじめ防止等対策年間計画

八千代第一中学校

学校教育目標：鋭い知性・温かい心情・強い意志と身体をもった生徒の育成 ☆夢と感動のある学校 教育＝共育・協育		組織目標Ⅰ：夢の実現につながる確かな学力を身に付けさせるために、交流活動を工夫した授業を展開する。(黒学診前年比4%UP)		組織目標Ⅱ：特別活動を核に生徒が自分のよさを発揮できる居心地のよい学級・学校づくりを推進する。(居心地度年度当初比4%UP)									
☆思いやりのある生徒(徳)		☆教職員・児童・保護者に高めたい力(認知力・相関力・報告力の向上)		※年間5回のSGE講習会 ※読書年間30冊読破30% ※年間5回の情報モラル教育									
4. 5月		6. 7月		8月		9. 10月		11. 12月		1. 2月		3月	
学校行事	新年度・始業式・入学式(4/6) 対面式・部活紹介(4/9) 避難訓練(4/10) 身体測定(4/9) 学年学力テスト(4/12) 在校生・卒業生有志会(4/24) 内科検診(4/25, 5/24) 授業参観・PTA総会(4/29) 歯科検診(5/11, 18) 心臓検診(5/18) 2年校外学習(5/14) 生徒総会(5/22) 3年校外学習(5/13~15)	選手権大会(5/11) 交通安全教室(5/12) 動物見物止教室(7/3) 授業参観・運動会(7/3) 情報モラル講習会(7/18) 総集(7/20) 学びの広場(7/27~31)	学校祭(8/21)	加算式(10/3) 避難訓練(9/3) 体育祭(9/6) 授業参観(9/25) 読本発表会(9/11) 秋祭(10/20)	学芸大会(11/28) 入学祝賀会(11/30) 学年学力テスト(12/3) 生徒役員選挙(12/7) 総集(12/23) 人権大会	総集(1/28) 書き初め大会(1/12) 避難訓練(1/18) スカーペル学習(1/27~) 授業参観・学年集会(2/23)	3年生を送る会(3/7) 卒業式予行(3/8) 卒業式(3/12) 修了式(3/22) 総集(3/29)						
特別活動	交通安全教室(4/18) 道徳：希望と責任 学習：明るく学級を作ろう。	道徳：生命の尊厳 学習：将来のことを考えよう。		道徳：友情・信頼 学習：私の「強み」についてみんなで考えよう。	道徳：思いやり・感謝 学習：自分の長所、短所を知ろう。	スカーペル学習(10/27~) 道徳：異世代の光輝 学習：学級生活を私	道徳：真理の追究創造 学習：自分の成長を振り返ろう。						
学級活動	2年 公民館外学習(5/14) 道徳：希望と責任 学習：学級生活の中で自分を見つめよう。	道徳：公正・公平 学習：学級生活の中で自分を見つめよう。		道徳：友情・信頼 学習：2年間の学級生活と私について考えよう。	道徳：生命の尊厳 学習：自分の長所、短所を知ろう。	道徳：前向きな態度 学習：さまざまな文化から学ぼう。	道徳：思いやり・感謝 学習：道徳の心構えを立てよう。						
特別活動	SGE体験会 ボランティア活動 その他	SGE体験会 ボランティア活動 PTA運動講習(5/26) 人権研修会	・異世代交流活動 (下12, 上19, 中26) 全国研修 PTA運動講習(5/18) ・人権研修会(3/2) ・人権メッセージ作成	町会奉仕(10/32) 部、委員会、運動人権 東西駅長大会 PTA運動講習(9/1)	生徒役員選挙(12/7) 県・全国駅長大会 やちよ秋祭り(11/17) 人権大会								
いじめ防止等対策委員会	いじめ防止等対策委員会 ・連絡状況の把握 ・対策の共通関係 ・情報交換 ・情報交換・共有	いじめ防止等対策委員会 ・連絡状況の把握 ・対策の共通関係 ・情報交換 ・学校評議員会並びに 特別活動等評議員会 ・教育相談(5/13~)	いじめ防止等対策委員会 ・連絡状況の把握 ・対策の共通関係 ・情報交換 ・小中連携会議	いじめ防止等対策委員会 ・連絡状況の把握 ・対策の共通関係 ・情報交換 基本方針見直し	いじめ防止等対策委員会 ・連絡状況の把握 ・対策の共通関係 ・情報交換 ・学校評議員会並びに 特別活動等評議員会 ・教育相談(12/14~)	いじめ防止等対策委員会 ・連絡状況の把握 ・対策の共通関係 ・情報交換 ・小中連携会議	いじめ防止等対策委員会 ・1年間の振り返り ・次年度に向けての 改善策の検討 ・記録の共有						
関係会組織	・学生自治会 ・生徒指導委員会 ・教育文化委員会 ・個別ケース会議	・小高との情報連携	・小中連携会議	基本方針見直し	・学校評議員会並びに 特別活動等評議員会 ・教育相談(12/14~)	・小高との情報連携							
教育相談	・家庭相談(4/12~20) ・教育相談(5/25~)	・教育相談(5/13~)	・教育相談(5/28~)	・教育相談(11/15~)	・教育相談(12/14~)	・教育相談(12/21~)	・教育相談(3/25)						
調査等	・学習状況調査(4/17) ・中間テスト(5/23) ・アンケートの実施	・学びの広場(7/27~31) ・中間テスト(8/14, 30) ・アンケートの実施	・学力テスト ・アンケートの実施	・中間テスト ・アンケートの実施	・学年3年(11/8) (1/24)学力テスト ・アンケートの実施	・学年1, 2年(1/10) ・アンケートの実施	・学力テスト(3/5) ・1, 2年学力テスト ・アンケートの実施						

「諦めずに 相談し合って ベストを取らず」の合言葉の下、感覚を研ぎ、感性を磨き、小さな変化を察知できる認知力の向上に努める。

